

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

企 業 局

○企業局職員給与規程の一部を改正する管理規程	一
○管理規程の形式を左横書きに改正する管理規程	一
○企業局処務規程の一部を改正する管理規程	二
○告示の形式を左横書きに改正する告示	三
選挙管理委員会	四
労働委員会	五
収用委員会	六
○宮城県収用委員会規則の形式を左横書きに改正する規則	

企 業 局

○宮城県企業局管理規程第四号

企業職員給与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

宮城県公営企業管理者 佐 藤 達 也

企業職員給与規程の一部を改正する管理規程

企業職員給与規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第六号）の一部を次のように改正する。
附則第十五項を削る。

附 則

この管理規程は、令和七年三月三十一日から施行し、改正後の企業職員給与規程の規定は、令和六

年四月一日から適用する。

管理規程の形式を左横書きに改正する管理規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

宮城県公営企業管理者 佐 藤 達 也

○宮城県企業局管理規程第五号

管理規程の形式を左横書きに改正する管理規程

(趣旨)

第一条 この規程は、この規程の施行の際現に公布されている管理規程（以下「既存規程」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第二条 既存規程の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存規程における右方はこの規程による改正後の既存規程（以下「改正後規程」という。）における上方とし、既存規程における上方は改正後規程における左方とする。

二 改正後規程における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存規程における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存規程において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。以下同じ。）及び様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存規程中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、款、条、表及び様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
二 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
四 号を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名

五	号を第三次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	アルファベット順による小文字のアルファベット
六	表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	アラビア数字
七	表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
八	表中その内容を第三次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
九	表中その内容を第四次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名
十	表中その内容を第五次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	アルファベット順による小文字のアルファベット
十一	表中その内容を第六次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだアルファベット順による小文字のアルファベット
十二	漢数字（次に掲げるものを除く。） 1 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの 2 熟語の一部として用いられているもの 3 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの 4 数の単位として用いられているもの（十、百及び千を除く。） 5 一の項及び二の項に定めるもの	アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り、三桁ごとにコンマによつて区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改める。）
十三	左（文面上の位置又は方向を示すために用い	次

られているものに限る。）	
十四 右（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）	上記
十五 上欄	左欄
十六 下欄	右欄
十七 よう音に用いる「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」	それぞれ「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」
十八 促音に用いる「っ」又は「ッ」	それぞれ「っ」又は「ッ」
十九 読点として表記する「・」	「・」

2 前項の表十三の項から十六の項までの規定は、既存規程において既に左横書きの形式をとっている表及び様式については、適用しない。

3 第一項の表三の項から十一の項まで及び十三の項から十九の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

4 前三項の規定によることが適当でないと認められるときは、公営企業管理者が別に定めるところによる。

（委任）

第四条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、公営企業管理者が別に定める。

附 則

この管理規程は、令和七年四月一日から施行する。

○宮城県企業局管理規程第六号

企業局処務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

宮城県公営企業管理者 佐 藤 達 也

企業局処務規程の一部を改正する管理規程

企業局処務規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二局長の項第一号中トを削り、チをトとし、リからマまでをチからヤまでとし、同表副局長

の項中ニを削り、ホをニとし、へからヲまでをホからルまでとし、同表各課長第一号ホ中「課員」を「所属の課長に相当する職（課に置かれる職に限る。）にある者（地方機関の職を兼ねる者を除く。）及び総括課長補佐の職又は総括技術補佐の職にある者」に改め、同号中へを削り、トをへとし、チからワまでをトからヲとし、同表公営事業課長第一号中タを次のように改める。

タ 臨時的任用職員の任免

別表第二各総括課長補佐の項第一号中ホをへとし、ロからニまでをハからホとし、イの次に次のように加える。

ロ 課員（所属の課長に相当する職にある者及び総括課長補佐の職又は総括技術補佐の職にある者を除く。）の週休日の指定及び勤務時間の割振り、週休日の振替、休憩時間の変更の承認、時間外勤務代休時間の指定並びに休日の代休日の指定

別表第二各所長の項第一号中ニを削り、ホをニとし、へからルまでをホからヌまでとする。

附 則

この管理規程は、令和七年四月一日から施行する。

○宮城県企業局告示第一号

告示の形式を左横書きに改正する告示を次のように定める。

令和七年三月三十一日

宮城県公営企業管理者 佐 藤 達 也

告示の形式を左横書きに改正する告示

（趣旨）

第一条 この告示は、この告示の施行の際現に公表されている告示（以下「既存告示」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

（形式の変更）

第二条 既存告示の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存告示における右方はこの告示による改正後の既存告示（以下「改正後告示」という。）における上方とし、既存告示における上方は改正後告示における左方とする。

二 改正後告示における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存告示における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存告示において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。以下同じ。）及び様式については、適用しない。

（用字及び用語の整理）

第三条 既存告示中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一章、節、款、条、表及び様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
二号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
三号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
四号を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名
五号を第三次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	アルファベット順による小文字のアルファベット
六号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	アラビア数字
七号を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
八号を第三次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
九号を第四次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名
十号を第五次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	アルファベット順による小文字のアルファベット
十一号を第六次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだアルファベット順による小文字のアルファベット

用いられている当該文字		
十二 漢数字（次に掲げるものを除く。） 1 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの 2 熟語の一部として用いられているもの 3 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの 4 数の単位として用いられているもの（十、百及び千を除く。） 5 一の項及び二の項に定めるもの	アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り、三桁ごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改める。）	
十三 左（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）	次	
十四 右（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）	上記	
十五 上欄	左欄	
十六 中段	中欄	
十七 下欄又は下段	右欄	
十八 よう音に用いる「や」「ゆ」「よ」「ヤ」「ユ」又は「ヨ」	それぞれ「や」「ゆ」「よ」「ヤ」「ユ」又は「ヨ」	
十九 促音に用いる「っ」又は「ッ」	それぞれ「っ」又は「ッ」	
二十 読点として表記する「・」	「・」	

2 前項の表十三の項から十七の項までの規定は、既存告示において既に左横書きの形式をとっている表及び様式については、適用しない。

3 第一項の表三の項から十一の項まで及び十三の項から二十の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

4 前三項の規定によることが適當でないと認められるときは、公営企業管理者が別に定めるところによる。

（委任）

第四条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、公営企業管理者が別に定める。		附 則	
この告示は、令和七年四月一日から施行する。		選挙管理委員会	
○宮選管告示第三十四号		宮城県選挙管理委員会告示の形式を左横書きに改正する告示を次のように定める。	
令和七年三月三十一日		宮城県選挙管理委員会 委員長 櫻 井 正 人	
宮城県選挙管理委員会告示の形式を左横書きに改正する告示 （趣旨）		第一条 この告示は、この告示の施行の際現に公表されている告示（以下「既存告示」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。 （形式の変更）	
第二条 既存告示の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。		一 既存告示における右方はこの告示による改正後の既存告示（以下「改正後告示」という。）における上方とし、既存告示における上方は改正後告示における左方とする。	
二 改正後告示における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存告示における文字の順序とする。		2 前項の規定は、既存告示の様式及び既存告示において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。以下同じ。）については、適用しない。	
（用字及び用語の整理）		第三条 既存告示中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。	
一 章、節、款、条、表の番号に用いられている漢数字		アラビア数字	
二 号の番号に用いられている漢数字		左右を丸括弧で囲んだアラビア数字	
三 号を第一次の段階で細分するために用いられて		五十音順による片仮名	

四	号を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名
五	号を第三次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	アルファベット順による小文字のアルファベット
六	表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	アラビア数字
七	表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
八	表中その内容を第三次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
九	表中その内容を第四次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名
十	表中その内容を第五次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	アルファベット順による小文字のアルファベット
十一	表中その内容を第六次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだアルファベット順による小文字のアルファベット
十二	漢数字（次に掲げるものを除く。） 1 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの 2 熟語の一部として用いられているもの 3 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの	アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り、三桁ごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改める。）

4	数の単位として用いられているもの（十、百及び千を除く。）	
5	一の項及び二の項に定めるもの	
十三	左（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）	次
十四	右（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）	上記
十五	上欄	左欄
十六	下欄	右欄
十七	よう音に用いる「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」	それぞれ「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」
十八	促音に用いる「っ」又は「ッ」	それぞれ「っ」又は「ッ」
十九	読点として表記する「・」	「・」

2 前項の表十三の項から十六の項までの規定は、既存告示において既に左横書きの形式をとっている表及び様式については、適用しない。

3 第一項の表三の項から十一の項まで及び十三の項から十九の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

4 前三項の規定によることが適当でないと認められるときは、別に定めるところによる。

（委任）

第四条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。

労働委員会

○宮城県労働委員会訓令甲第三号
宮城県労働委員会事務局文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和七年三月三十一日
宮城県労働委員会

会 長 水 野 紀 子

宮城県労働委員会事務局文書取扱規程の一部を改正する訓令

宮城県労働委員会事務局文書取扱規程（平成十七年宮城県労働委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中第二号を削り、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 電子文書 文書のうち、電磁的記録であるものをいう。

第二条中第四号を削り、第五号を第四号とする。

第四条第三号中「電子申請システムを使用した電磁的記録である情報（以下「電子申請システム文書情報」という。）の送信の際に当該情報」を「電子文書」に改める。

第五条の見出しを「（電子文書取扱担当者）」に改め、同条中「電子文書取扱主任」を「電子文書取扱担当者」に改める。

第六条中「、第二号」を削り、「第七号」を「第六号」に、「電子情報（以下「文書情報」という。）を「情報」に改める。

第八条第一号中「から第五号まで」を「及び第三号」に改め、同条第二号中「電子情報」を「情報」に、「あての」を「宛ての」に、「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第四号及び第五号を削り、同条第六号を同条第四号とし、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、局に送信された電子文書又は局に配布された電子文書が保存されている電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）は、次の各号に定めるところにより受領して、收受するものとする。

一 電子署名が行われた電子文書は、必要に応じて、当該電子署名が適正であることを確認した上で、收受すること。

二 申請等に関する電子文書は、收受発送簿に登録すること。

第十条第一項中「における回議に係る文書情報」を削り、同条第三項第一号中「電子情報の」を削る。

第十四条の見出しを「（公印等及び電子署名）」に改め、同条第一項中「（電子申請システム文書を除く。以下この条において同じ。）を削り、「押さなければ」を「押印し、又は知事の文書取扱員の例により電子署名を行わなければ」に改め、同項第一号口中「押すべき」を「押印し、又は電子署名を行うべき」に改め、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 国の機関に発する陳情書及び要望書（特に公印を押すべき事情があると認められるものを除く。）

第十四条第三項に次のただし書を加える。

ただし、電子署名を行う電子文書については、この限りでない。

第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

第十六条第一項中「（総合文書システムにより施行する文書及び電子申請システム文書を除く。以下この項において同じ。）は」を「は、電送（電子計算機又はファクシミリを利用した情報の送信をいう。）による場合を除き」に、「当該決裁済の文書情報を出力することにより作成した」を「出力した」に改め、同条第三項中「郵送、手渡し、又は使送により行うほか、電送（ファクシミリ又は電子計算機による送信及び総合文書システムによる文書情報の送信をいい、電子申請システム文書情報の送信を除く。以下同じ。）により行うことができる」を「原則として、電送（電子計算機を利用した情報の送信をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は電磁的記録媒体の送付により行うものとする」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 電子署名を行った電子文書の発送は、電送又は電磁的記録媒体の送付により行うものとする。この場合において、電送は、第一項及び第四条第二号の規定にかかわらず、当該電送をしようとする文書に係る事務を担当する者が行うものとする。

第十六条第五項を削る。

第十七条中「決裁済の文書情報」を「原議」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

収 用 委 員 会

宮城県収用委員会規則の形式を左横書きに改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

宮 城 県 収 用 委 員 会

○宮城県収用委員会規則第一号

宮城県収用委員会規則の形式を左横書きに改正する規則

（趣 旨）

第一条 この規則は、この規則の施行の際現に公布されている規則（以下「既存規則」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

（形式の変更）

第二条 既存規則の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存規則における右方はこの規則による改正後の既存規則（以下「改正後規則」という。）に

おける上方とし、既存規則における上方は改正後規則における左方とする。

二 改正後規則における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存規則における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存規則において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。以下同じ。）及び様式については、適用しない。

（用字及び用語の整理）

第三条 既存規則中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一	一条の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
二	二 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
三	漢数字（次に掲げるものを除く。） 1 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの 2 熟語の一部として用いられているもの 3 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの 4 数の単位として用いられているもの（十、百及び千を除く。） 5 一の項及び二の項に定めるもの	アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り、三桁ごとにコンマによつて区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改める。）
四	上欄	左欄
五	下欄	右欄

2 前項の規定によることが適當でないと認められるときは、会長が別に定めるところによる。

（委任）

第四条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。